

門川町子ども読書活動推進計画

～ 感性豊かな子どもたちの育成を目指して ～



門川町立図書館（平成14年開館）

平成23年3月

門 川 町

目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の背景	
1. 国の動向	2
2. 宮崎県の動向	2
第2章 計画の基本的な考え方	
1. 計画策定の目的	2
2. 基本方針	2
(1) 家庭、地域、学校等及び関係機関の連携・協働	
(2) 読書環境の整備・充実	
(3) 子どもの読書活動推進の普及・啓発	
(4) 子どもの自主的な読書活動の推進	
3. 計画の期間	3
第3章 子どもの読書活動推進の方策	
1. 家庭	3
(1) 役割	
(2) 現状	
(3) 読書環境の整備・充実	
2. 地域	4
(1) 役割	
① 町立図書館等	
② ボランティア・民間団体等	
(2) 現状	
① 町立図書館等	
② ボランティア・民間団体等	
(3) 読書環境の整備・充実	
① 町立図書館等	
② ボランティア・民間団体等	
3. 学校等	6
(1) 役割	

- ① 幼稚園・保育所（園）
- ② 小・中・高等学校及び児童クラブ等
- (2) 現状
 - ① 幼稚園・保育所（園）
 - ② 小・中・高等学校及び児童クラブ等
- (3) 読書環境の整備・充実
 - ① 幼稚園・保育所（園）
 - ② 児童クラブ等
 - ③ 小・中・高等学校
- 4. 方策の推進に必要な事項 8
 - (1) 推進体制の整備
 - (2) 啓発・広報の推進
 - (3) 計画の見直し

はじめに

子どもにおける読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

平成21年度策定した「門川町教育振興基本計画」の基本方向の中で、読書の町づくりの推進を掲げ、乳幼児期から読書に親しむブックスタートや小・中学校の図書館の整備・充実を支援する「読書の杜事業」の推進を図ることとしています。

しかし、今日の子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化による地域社会のコミュニケーションの欠如に加え、テレビゲームやDVD等の多様なメディアの普及、インターネットや携帯電話に代表される情報ネットワークの広がりにより、子どもの読書離れが進んでいると指摘されています。

このような中、国は、子どもの読書活動の推進に関する方策の重要性から、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、翌年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「子ども読書活動推進基本計画」という。）の策定により、地方公共団体の責務が明確化され、宮崎県は平成16年3月に「宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定し、施策の推進がなされています。

門川町におきましても、子どもの読書活動の推進については、町立図書館を拠点に、「読書の杜事業」の推進を図り広く乳幼児から児童生徒に読書に親しむ機会をとらえるため、学校、地域、関係機関団体との連携を図っているところですが、十分とは言えない状況があります。

このような状況の中、本町におきましても法律の趣旨に沿って、子どもたちが読書に親しむことにより、豊かな感性をもった健やかな子どもに成長することを願って「門川町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

本計画を実効あるものとするため、関係機関各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終りに、本計画の策定にあたり、多大なご協力賜りました策定委員をはじめ、関係各位に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

門川町教育委員会

第1章 計画策定の背景

1 国の動向

子どもの読書活動推進の重要性への認識を深める中、平成12年5月5日に「国際子ども図書館」が部分開館（平成14年5月に全面開館）し、これを記念して平成12年を「子ども読書年」としています。

平成13年12月には「子ども読書活動の推進に関する法律」を公布し、基本理念として、すべての子どもが、あらゆる機会にあらゆる場所で、自主的に読書活動を行うことのできる環境の整備に取り組むことを明らかにし、国、地方自治体、事業者及び保護者に子どもの読書推進の努力を求めました。平成14年には、この法律に基づき、「子ども読書活動推進基本計画」を策定し、家庭・地域・学校における子どもの読書活動推進の重要性とその方策について提案いたしました。

2 宮崎県の動向

県は、国の「子ども読書活動推進基本計画」を基本として、平成16年に「宮崎県子ども読書活動推進計画 ～全県的な展開に向けて～」を公表しました。この計画は、子ども自らの読書や生涯にわたる読書習慣を身につける環境づくりの推進を全県的に展開し、整備しようとするものです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項で、市町村は、国の子ども読書活動推進基本計画及び都道府県の子ども読書活動推進計画を基本とし、子ども読書活動の推進に関する計画を策定するよう努めるとあり、本計画は、法の理念に基づき本町における子どもの読書活動推進の環境を整備し、計画的な施策の推進を図ることを目的とします。

2 基本方針

(1) 家庭、地域、学校等及び関係機関の連携・協働

子どもが読書に親しむ機会の充実を図るため、家庭、地域、学校、町立図書館、乳幼児から就学前児童を預かる団体等が連携し、それぞれの役割が果たせるよう、協働して推進体制の整備に努めます。

(2) 読書環境の整備・充実

読書環境の整備を図るため、幼稚園・保育所、放課後児童クラブ等への支援や小・中学校図書館図書や町立図書館の適切な管理、運営を図り、子どもたちの発達段階に応じた読書環境の整備・充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動推進の普及・啓発

子どもの読書活動を推進するため、町広報、図書館だより、学級だより等活用し、子どもの読書活動の意義や重要性について、町民の理解を深めるよう普及・啓発に努めます。

(4) 子どもの自主的な読書活動の推進

子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身につけていけるよう、身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動の推進に努めます。

3 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

第3章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭

(1) 役割

家庭は、子どもが最初に読書の楽しさや喜びを知るところであり、子どもの成長にとって最も大切な場所です。特に乳幼児には大きな影響を与えることから、家庭の読書環境は大きな役割を担っています。

(2) 現状

現代社会において、インターネットや携帯電話等の情報ネットワークの拡大や、核家族化等社会構造の変化により、家庭環境が変化し、保護者や子どもの価値観が多様化し、幼児期からの読書習慣が身につかず、読書の楽しさや読書に親しむ機会の少ない子どもたちが増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、本町では平成21年度より、「読書の杜事業」の一環としてブックスタート（注：1）を実施し、1歳未満児に読み聞かせながら絵本を贈り、読書に親しむ環境づくりを進めています。

(3) 読書環境の整備・充実

読書の大切さを理解し、保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有して読書への雰囲気づくりを心がけることが大切です。そのためには、日常的に家族が集う部屋で子どもが読書の機会を得やすくしたり、家族による読み聞かせを習慣的に行ったりするほか、家族で町立図書館を利用し、

読み聞かせ教室等図書館行事に積極的に参加するなど、親子の読書活動を推進することが重要です。

2 地域

(1) 役割

① 町立図書館等

町の中央に位置する町立図書館は読書活動の拠点施設として、図書の貸出のほか、読み聞かせやお話し会、図書館まつりの実施等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。また、移動図書館を開設し遠距離の小・中学校の児童・生徒の読書推進に努めています。

町立図書館は、各小・中学校図書館との連携や助言を行うなど、町全体の読書活動の向上に努めています。

② ボランティア・民間団体等

ブックスタートの実施による読み聞かせやお話し会等、子どもの読書活動を支援する上で重要な役割を担っています。

(2) 現状

① 町立図書館等

町立図書館は平成14年7月に開館し平成23年で10年目を迎えます。図書資料数については、平成22年3月末において86,430冊（初年度50,730冊）、貸出冊数92,220冊（町民1人当たり約5冊）、カード登録者数8,643名（参考資料「町立図書館の利用状況」参照）となっています。また、図書館利用の増進を図るため、図書館まつりや、お話し会等のイベントを実施し、毎月、図書館だよりを発行しています。

さらに、県立図書館や近隣市町図書館とのネットワークを構築し情報の共有化をはじめ、広く読書推進活動を展開しています。

町立図書館から遠隔地にある小・中学校については、移動図書館を開設し、月2回の割合で実施をしています。

② ボランティア・民間団体等

教育委員会や町立図書館が年間を通じて主催する、ブックスタートや読み聞かせ教室の開催には、ボランティア・民間団体の方の参加が必要不可欠になっており、保護者に対する助言指導や子どもの読書に親しむ環境づくりに大きく寄与しています。

(3) 読書環境の整備・充実

① 町立図書館等

○ 児童図書の本質・量の充実

子どもの読書環境の整備として大切なことは、基本的な蔵書の充実です。蔵書総数の確保だけでなく、バランスの取れた蔵書構成も重要です。移動図書館の図書についても、学年に応じた選書を行い、活用しやすい取り組みが必要です。

○ より良い読書環境の整備

誰でも利用しやすく魅力ある読書環境の整備が必要です。そのためには、書架の配置や図書の分かりやすい配架や展示、また、図書館や読書に関する情報の提供は重要です。乳幼児から絵本に親しむブックスタート、中・高生を対象とした図書館サービス、子どもに図書館や読書に親しみを与えるお話し会をはじめとしたブックトーク（注：2）、アニメーション（注：3）等を使った様々な読書普及活動の推進も必要です。そのほか、読書に興味のない子どもたちに、読書に親しむ機会を与える工夫も必要です。

○ 学校等との連携

町立図書館を利用して、小学3～4年の児童の調べ学習授業の実施や、団体貸出及び巡回貸出の活動は、町立図書館と学校等機関とが連携で行う読書活動であるという認識のもとに、調べ学習事業等のさらなる推進や、その活動がスムーズに行えるよう学校との連携を図ることが重要です。

○ 図書館員の資質の向上

町立図書館に従事する図書館員は、読書活動を一層推進するため、子どもの読書活動に関する専門的な知識や技術を習得するなど、研修会等に積極的に参加し資質の向上に努めることが大切です。

② ボランティア・民間団体等

子どもは大人が与える読書環境をそのまま受け入れるため、子どもたちへの読み聞かせ等の対応が重要です。町立図書館を中心に、ボランティア団体や関係機関との情報交換や様々な分野についての検討と取組が必要です。

3 学校等

(1) 役割

① 幼稚園・保育所（園）

乳幼児期は、情緒や言葉の発達がめざましく、表現力も豊かになる大切な時期です。すべての乳幼児が絵本等を好きになるように、絵本の読み聞かせなど、読書の時間を設けることが重要です。

② 小・中・高等学校及び児童クラブ等

小・中・高等学校及び児童クラブ等においては、子どもの発達段階に応じた適切な指導により、子どもの読書に親しむ態度を育成するとともに、読書習慣の形成が図られるよう努めることが重要です。そのためには、学校図書館図書整備を図り、町立図書館等関係機関と連携を図りながら、読書指導に関する目標や指導計画を明確にしていくことが重要です。

(2) 現状

① 幼稚園・保育所（園）

幼稚園・保育所（園）等においては、日々保育の中で保育士やボランティアによる絵本の読み聞かせやお話し会、紙芝居等行われています。平成21年度より、「読書の杜事業」推進に伴う、読書の杜コーナーを設け、町の補助による絵本を購入し、読書推進に努めています。

② 小・中・高等学校及び児童クラブ等

○ 小学校

朝の時間や昼休みを活用した読書の時間が定着しています。平成21年度より学校図書館図書支援事業により、町立図書館に2名の司書を配置し、各学校の巡回指導を行い、書架の配置やラベル貼り、コンピュータ処理等整備を進めています。また、「読書の杜事業」により、図書購入費を増額し整備を進めています。

○ 中学校

朝の時間を利用した読書活動が行われています。中学校においても、平成21年度より学校図書館図書支援事業により、町立図書館に2名の司書を配置し、各学校の巡回指導を行い、書架の配置やラベル貼り、電算化処理等整備を進めています。また、「読書の杜事業」により、図書購入費を増額し整備を進めています。

○ 高等学校

朝の読書活動が行われています。学校図書館には広い分野の図書が整備され、専門書や流行的な作品が多く読まれているようです。

○ 児童クラブ等

平成23年2月現在6か所に児童クラブが設置され、放課後から夕方まで、小学校1年から3年までの児童を受け入れ、集団生活の中で、スポーツや読書に親しみながら、自立に向けた教育を行っています。

○ 学校図書館連絡会議

社会教育課の図書担当職員を中心に、町立図書館員、各学校の図書主任による連絡会議を毎年実施し、学校図書館の図書の配置や選書、読書指導等意見交換や助言指導等及び年次図書購入計画等協議検討を行っています。

(3) 読書環境の整備・充実

① 幼稚園・保育所（園）

子どもがいつでも絵本に親しめるよう図書コーナーを設け、「読書の杜事業」を通じて書棚や絵本購入の補助を行っています。保育士や職員は、子どもの読書活動の重要性を理解し、子どもの発達段階に応じた絵本の選書や読み聞かせを行うことが重要です。さらに、家庭・地域・町立図書館と連携し、より充実した読書活動を推進し、子どもが絵本に親しむ多くの機会をつくるのが大切です。

② 児童クラブ等

「読書の杜事業」により、平成21年度より書架と図書を購入し、寄贈して、児童の読書に親しむ機会を増やしています。今年度も図書の購入により、読書環境の整備を図ります。

③ 小・中・高等学校

○ 学校図書館図書運営計画の確立

読書活動を効果的に推進していくためには、まず各学校における図書運営計画の整備を行う必要があります。平成21年度から学校図書館図書の整備に司書2名による巡回指導を実施し、学校図書館の整備・充実に努めています。書籍の整理や電算化を進めていますが、各

学校の司書教諭や図書主任を中心に学校巡回司書や町立図書館と連携を図りながら、計画的な学校図書館の運営や読書指導に取り組むことが大切です。また、総合的な学習の時間においても、学校図書館が十分に活用できるよう整備していくことが重要です。

○ 保護者やボランティア等との連携

小・中・高等学校においてはPTAやボランティアとの連携による読み聞かせやブックトーク等の一層の充実を図ることが重要です。

また、町立図書館を中心に各学校との連携の方法や運営方針等を明確にし、読書活動に関する意見交換や情報の共有化を図り、親子の読み聞かせや読書に親しむ機会を増やすため、なお一層の連携、協力が不可欠です。

○ 読書活動の実態調査と課題の把握

アンケート等による実態調査を実施し、子どもの読書活動や各学校の取組、課題等を明らかにし、読書活動の推進のための方策を学校図書館連絡会議や関係機関団体と連携協力して策定し、それを支援していくことが重要です。

○ 校内研修の充実

学校における子どもの読書活動を推進するためには、全職員がその重要性を理解し、校長や図書主任等が中心になって、学校図書館の運営や教育活動との連携等についての研修や研究を行い、町立図書館等と連携・協力し読書に対する理解を深めることが重要です。

○ 図書資料等の整備・充実

読書活動や調べ学習などにおいて、子どもが自主的・主体的に学校図書館を活用するためには、基本的な蔵書の確保や図書資料等の整備・充実が不可欠です。学校図書館巡回司書との連携や指導助言を受け、子どもが利用しやすいレイアウトや分類を行うなど、創意工夫し、利用しやすい環境づくりが重要です。

4 方策の推進に必要な事項

(1) 推進体制の整備

町立図書館は、子どもへのサービスとして、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校等に向けた団体貸出や読み聞かせを行い、子どもに読書に親し

む機会の提供や読書の楽しみを推進します。

また、地域やブックスタート等で活動するボランティアや民間団体の資質の向上や会員の拡充を目的として、読み聞かせに関する養成講座等の学習の機会を提供し、町立図書館と町民との協働や連携を推進します。

学校においては、調べ学習時の図書の活用について、町立図書館とスムーズな連携を図る等、子どもの図書活用機会の充実に努めます。

さらに、町立図書館で行う団体貸出や各種イベント等に積極的に参画し、関係機関が自立しつつ連携した活動を心がけます。

(2) 啓発・広報の推進

町や学校等の関係機関において、町立図書館ホームページや各種広報誌等で、子どもの読書活動推進に関する様々な情報発信に努め、全国で開催される春の「こどもの読書週間」(注：4) 秋の「読書週間」(注：5) に合わせ町立図書館で開催する「図書館まつり」をはじめとした読書週間行事の内容の充実に努めます。

(3) 計画の見直し

門川町子ども読書活動推進計画は、今後5年間に門川町が取り組むべき具体的方策について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定します。なお、特段の理由がある場合には、計画期間中であっても、門川町教育委員会に諮り見直しを行うことができるものとします。

(注：1) ブックスタート

本町が、平成21年度より、1歳未満の乳児全員に、乳児検診時に、親子の読み聞かせを行い、絵本を進呈している事業

(注：2) ブックトーク

あるテーマに沿って数冊の本を取り上げ、本の楽しさや活用の可能性について紹介するもの

(注：3) アニマシオン

事前に本を読み、その内容に関するゲームを行いながら、子どもが楽しみながら本を読む力を付けていくという、スペインで生まれた読書教育法

(注：4) 春の「こどもの読書週間」 4月23日～5月12日

こどもたちにもっと本を・・・との願いから、1959年に誕生。当時は「こどもの日」を中心とした2週間（5月1日～5月14日）であったが、「子ども読書年」である2000年から現在の期間に延長した。

(注：5) 秋の「読書週間」 10月27日～11月9日

終戦間もない1947年、「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと第1回読書週間（11月17日～11月23日）が行われた。第2回目以降、現在の文化の日をはさんだ2週間となった。